

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 国 土 交 通 省

No	35		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税)		
要望 項目名	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>固定資産税・都市計画税：鉄道事業再構築事業を実施する路線において、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助（うち鉄道施設の老朽化対策部分）を受けて取得する家屋、償却資産</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 1/4</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第 15 条第 55 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 89 項、第 90 項、第 91 項〕		
要望理由	<p>沿線における人口減少や少子高齢化の進展、モータリゼーションの進行等の社会経済情勢の変化に伴い、地方鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。このような状況の下、地域の暮らしを支える地方鉄道を維持活性化していくためには、路線毎の鉄道を取り巻く状況等を踏まえながら、沿線の様々な関係者が相互に連携しつつ、鉄道事業者と一体となって創意工夫に基づく取り組みを展開していくことが必要不可欠となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を制定し、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として、総合的かつ強力に支援し、鉄道の再構築を推進してきたところである。</p> <p>引き続き鉄道の再構築を推進していくためには、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下、国費の支援とともに本特例措置を通じて、事業者の投資負担を軽減することが効果的である。</p>		
減収 見込額	(初年度) - (5)	(平年度) - (6)	(単位:百万円)
地方 税以外 の 措 置	既 存	<p>・ 国税 鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の課税の特例措置</p> <p>・ 融資、補助金その他 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金 鉄道施設総合安全対策事業費補助 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金</p>	
	22 年 度 の 望	<p>・ 国税 上記登録免許税の課税の特例措置の廃止</p> <p>・ 融資、補助金その他 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金 鉄道施設総合安全対策事業費補助 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金</p>	
過去 の 要 望 経 緯	平成 20 年度税制改正要望提出（創設）		
本 要 望 に 対 応 す る 縮 減 案			